

建設キャリアシステム（仮称）に関するご提案

平成27年12月22日

（一社）日本建設業連合会

建設キャリアシステム推進本部

当本部は、建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向けた官民コンソーシアムに対し、日建連としての的確に対応するとともに、本システムの整備を推進することを目的として設置され、本年7月の第1回会議以降、精力的に検討を進めてまいりました。

この度、これまでの検討結果を下記の通りとりまとめましたので、同コンソーシアムおよび作業グループにおける今後の検討の参考にしていただきたく、提案いたします。

記

基本方針

本システムは、建設技能者（以下、「技能者」という）の処遇の確立と資質の向上を図るための基礎インフラとすることを第一義として構築する。併せて、建設現場の適正で効率的な管理に役立ち、建設物の品質や生産性の向上に資するものとする。

また、マイナンバーをはじめとする多くの公的データベースや、会員各社が導入している既存の安全管理システムなどとの連携をはじめ、建設現場の性格に応じた多様な現場管理システムを、本システムの内外に装備する。本システムは、実用性に優れ、簡便、安価なものから出発し、その普及状況や建設業の状況に応じ、対象となる技能者、建設現場の範囲や登録する情報の範囲を拡充するなど、システムの改善、充実を段階的に進めることが不可欠である。

本システムは、建設産業に関わる幅広い主体が連携、協調して整備、運用するとともに、国土交通省はシステム運営主体に対し、積極的に指導・支援する必要がある。

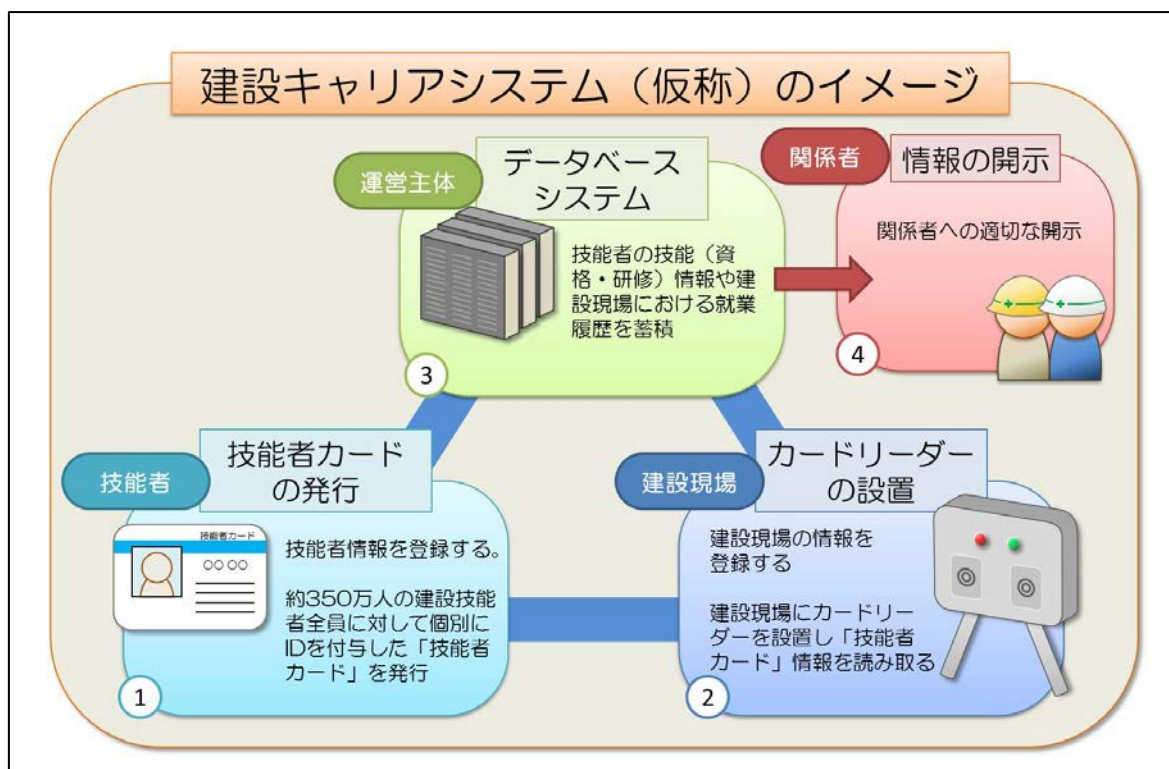
第1章 システムの基本的な構成

1. 基本となる機能

本システムの必須機能は、当初は必要最小限のものとし、普及状況に応じて、対象情報の拡充と機能の強化を段階的に進める。そのため、当初から装備すべき機能と順次追加すべき機能を明確に区分し、機能の追加が容易に行える設計としておく。

本システムに必要な機能は以下のとおりとする。

- ① 技能者に関する情報の登録
- ② 建設現場に関する情報の登録
- ③ 技能者本人の経験(就業履歴)の蓄積
- ④ 関係者に対する情報の開示



2. 他のシステムとの連携

(1) 公的システムとの連携

真正性を確保し、より充実したデータベースとするため、以下の公的システムとの連携を前提としてシステム構築をすすめる。

- ① マイナンバー制度
- ② 建設業退職金共済制度

- ③ 登録基幹技能者(登録基幹技能者講習実施団体)
- ④ 技能検定(厚生労働省、都道府県知事)
- ⑤ 建設業許可
- ⑥ 建築確認
- ⑦ 公共工事業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)
- ⑧ 元請事業者等の講習履歴

上記以外に運転免許、パスポート、外国人登録などのシステムとの連携についても検討する。

※建設業退職金共済制度については、当面は証紙制度を補完するものとして本システムの活用を検討する。

また、民間工事への適用の促進方策については別途検討する。

(2) 既存システム(グリーンサイト、WIZDOM、Foreman.net 等)との連携

既存システムのデータ・機能を有効活用し、全体として合理的な仕組みを目指す。本システムは技能者情報等について基本となるデータベースとし、既存システムと一定の範囲でデータ交換を行う。

なお、安全書類作成機能については、本システム内には装備せず、本システムのデータを既存システムが活用できるようにする。

① データ交換

- ・ 本システムは技能者情報、事業者情報、就業履歴等について既存システムとのデータ交換を行う。
- ・ 初期セットアップ時は、既存システムが有するデータのうち、技能者本人・事業者等から必要な許諾を得たものについて、本システムのデータとして登録する。
- ・ 既存システム側では、本システムにデータを提供する場合、必要な許諾をデータの主体(技能者本人など)から得る。
- ・ 本システム側で更新を行った場合、既存システムから更新データを参照可能とする。
- ・ 連携タイミングは、オンデマンド又は日次処理を原則とする。
- ・ 各連携データの一意化(名寄せ処理)を実施し、データの信頼性(入力元やデータ確認法等)のレベルも併せて連携対象とする。

② 既存システム運用事業者への関与

- ・ 既存システム運用事業者は、本システムの運営主体の求めるレベルを満たすサービスを提供する。
- ・ 運営主体は、連携するデータに関して、既存システム運用事業者の品質レベルを監視し、必要に応じて改善を要求する。

3. 情報の真正性

システム導入に当たり情報の真正性は重要であり、登録された情報の真正性が確保されるための仕組みを取り込む。ただし、情報の登録にあたって真正性が確認できないものであっても、「未確認」として登録できることとする。

例えば、エビデンス(証明書等)による確認の有無等により、登録された情報の信頼性を評価する項目を設ける。

4. 費用負担

(1) 開発費用

運営主体設立時の出捐金で賄う。

(2) 運営費用

① 技能者

技能者は、技能者カード発行時、カードの更新時に一定の登録料を負担する。また、カードを紛失した際には、再発行費用を負担する。ただし、個人負担は、実費程度を基本に、出来るだけ少なくする。

② 元請事業者

ゼネコン、ハウスメーカー、設備会社などは現場の規模に応じて登録料を負担する。現場登録料は、登録に要する実費、システムの運用、改善費用、運営主体の運営費などを賄うものとして設定する。

住宅の修繕など小規模な現場については、登録料は免除も検討する。

* 登録料以外のコストとしては、カードリーダーの購入費が必要となるが、これは使い回しが可能。(パソコンは、既存のもので可)

③ その他事業者

そのほか、システムに参加する建設事業者等は一定の登録料を負担する。

(3) 国等の助成

システムに参加する者の費用負担を軽減するため、国等の助成制度の活用を検討する。

5. 導入のスケジュール

すべての建設現場と現場に就業するすべての者への導入を将来の目標とする。

当面、現実的な普及促進を図るため、例えば、一定の公共工事から導入し、順次、官民の一定規模以上の建設工事に拡大する、あるいは大手のゼネコン、ハウスメーカー、設備会社等の建設現場から導入するなど、段階的に拡大していく事が望ましい。

平成 29 年春からの運用開始のためには、システム運営主体は、国土交通省が強い指導を行えるものとし、早急に立ち上げ、平成 28 年度中にシステム開発を実施する。

第 2 章 登録する情報と開示

1. データベースに蓄積される情報の種類

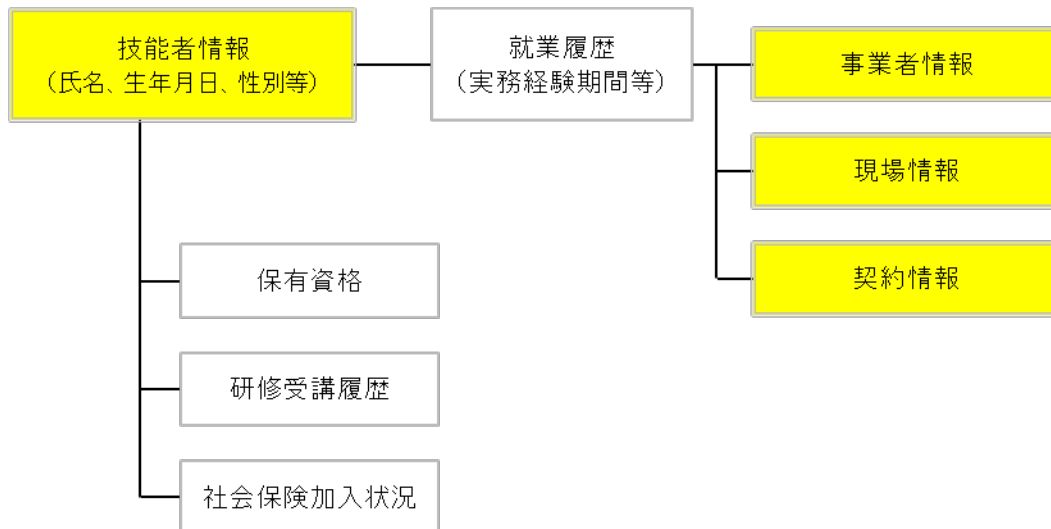
データベースに蓄積される情報は以下の 8 種類とする。

① マスタ情報

- ・ 技能者情報
- ・ 事業者情報
- ・ 現場情報
- ・ 契約情報

② 対象(実績)情報

- ・ 就業履歴(実務経験期間等)
- ・ 保有資格
- ・ 研修受講履歴
- ・ 社会保険加入状況



※黄色はマスタ情報

2. 技能者情報

(1) 対象とする者の範囲

- ・ 当面、実現可能な範囲とし、将来的には、全技能者を登録の対象とする（外国人技能者も含む）。
- ・ 技能者以外についても、段階的な拡充を検討（ガードマン、運転手、清掃、賄いなど）。
- ・ 元請事業者等の技術者については、元請事業者等の選択により本システムの対象とすることができることとし、事務担当者等も必要に応じて対象とする。
- ・ 入退場管理に必要な場合のために、ビジターカードを用意する。

(2) 登録する情報の範囲

① 技能者情報（個人を特定する情報）

必須情報：氏名（よみがな）、住所、性別、生年月日、国籍、
雇用事業者

※「雇用事業者」については過去の履歴は任意

任意情報：健康診断受診歴（受診日・種類）、労働災害情報、建退共
加入の有無、電話番号、緊急連絡先など

② 対象情報

a) 就業履歴

必須情報:実務経験期間

- ・ 実務経験は、原則としてカードリーダーによる入退場記録を蓄積する。現場によっては作業日報などによる登録も可能とする。日単位の管理を原則とし時間単位の入退場の管理は必須としない。

任意情報:(スキルを有する)工事施工業務の内容、過去の就業履歴
および工事施工業務におけるスキルの評価

- ・ 工事施工業務の内容、過去の就業履歴は、技能者本人が任意で登録するものとし、第三者(雇用事業者等)による確認の有無を明記する(フラグを立てるなどの方法による)。
- ・ 工事施工業務のスキルの評価は、雇用事業者が登録する。
- ・ 登録された評価を元請事業者が修正することは認めない。
- ・ 元請事業者または下請事業者が本システムのデータ(アクセス権があるものに限る)を自社の内部用として利用することは任意とする。

b) 保有資格

免許、技能検定、登録基幹技能者、技能講習、技術検定、公的表彰(叙勲、大臣表彰等)、各団体・各社個別表彰、マイスター制度(優良職長制度等)

- ・ 基本的に、アクセス権者を限定、明示した上で開示を前提として登録するものとする。開示を望まない事項は登録しなくても良いこととする。

c) 研修受講履歴

公共職業訓練、特別教育、職長・安全衛生責任者教育

各社が行っている特別教育などの取り組み

- ・ 基本的に、アクセス権を明示した上で開示を前提として登録するものとする。開示を望まない事項は登録しなくても良いこととする。
- ・ 新規入場者教育は新規入場に際して必ず行われるものであることから、登録しないこととする。

d) 社会保険加入状況(必須情報)

健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況

(3) 情報の登録・更新

- ・ 技能者情報の新規登録は、原則として技能者本人の申請によるものとする。
- ・ 技能者情報の申請、登録は、雇用事業者等による申請の代行を可能とするほか、団体、労働組合などに登録の支援の方途を開く。
- ・ 運営主体は、申請者に対してユニークな技能者 ID を発行する。
- ・ 登録時に、マイナンバーカードや顔写真、住民票、運転免許証、パスポート等による本人確認を実施する。本人確認未実施の場合はその旨表示し、真正性の程度によりシステム内で管理する。
- ・ 元請事業者ないし下請事業者の判断により、現場に入場できる技能者の制限を行うこととし、本人確認の有無や手段により不利になる場合（現場に入場できないなど）があることを技能者に告知しておく。
- ・ ID の不正使用を防止するため、用途によっては使用時に本人認証を厳密にする。
- ・ 真正性を確保するため、必要に応じて生体認証等の機能をオプションで追加する。
- ・ 登録された情報は、一定期間（例えば 3～5 年）経過後は更新することとし、更新や追加は原則として自己責任に委ねる。
- ・ 更新されない場合は「未更新」（または「要確認」）に切り変わる仕組みとする。
ただし、更新されていない状態でも情報自体を無効にはしない（情報そのものを削除はしない）。
- ・ 情報改ざん防止のため、「情報の追記・訂正」したことが分かる仕組みとする。
- ・ 建設関係の保有資格・研修受講履歴については、それらの実施機関とリンクして必要な更新ができるようにする。

(4) 建設キャリアカード（仮称）の発行

- ・ 顔写真、氏名（よみがな）およびID番号の入った IC カードを発行する。
- ・ カードは一定期間（例えば 5～10 年）ごとに更新することを原則とし、更新していない場合は、その旨確認できる仕様とする。
- ・ 「カードを持っていることがステータス」となるような仕組みを取り入れる。（ゴールドカードなど）

- ・ 顔写真は、なりすましの防止、テロリストの侵入防止等の抑止力として必須とするが、カード紛失時等における対応の仕組みを用意する。
- ・ 本人の個人情報を扱う端末になるので、セキュリティ性の高い仕様とする。
- ・ IC カード等の発行主体、費用負担、発行の業務フローは、早期に決定しておく。
- ・ カード再発行・盗難・紛失時などにも現場に入場できるタイムリーな対応ができる設計とする。

3. 現場に関する情報

(1) 対象とする現場の範囲

- ・ 規模や工種に関わらず、全ての建設工事現場(解体工事、準備工事、補修工事、リフォーム等も含む)を登録の対象とする。
- ・ 除染作業の現場についても、元請事業者の選択により登録の対象にできることとする。
- ・ システムを利用する現場は、技能者カードの普及状況に応じて段階的に拡大するものとし、小規模な現場での利用は当面任意とする。
(例 1)一定の公共工事から導入する。
(例 2)法律上、施工体制台帳作成が義務付けられている工事から導入する(下請総額 3,000 万円以上、建築一式 4,500 万円以上、公共工事は金額下限なし)。

(2) 蓄積する情報の範囲

① 事業者情報

必須情報:商号、代表者氏名、所在地(登記上の本店)、建設業許可情報
(種類、番号、年月日)

- ・ 一人親方を含むすべての建設工事業者を対象とする。

② 現場情報

必須情報:所在地(施工場所)、元請事業者名、発注者名、
工事の内容が分かる項目

- ・ 所在地(施工場所)
同一敷地内に複数の工事が存在する場合は、個別情報と統合情報のどちらからでも参照可能とする。(地理的集約の為に地図座標デー

タ等も考慮する)

- ・ 工事の内容が分かる項目

(例)

<建築工事> 建築確認申請で示される内容

用途(例:病院)、構造(例:鉄骨造)、建築面積、
延床面積、階数等

<土木工事> コリンズに登録される内容

工種(例:トンネル工事)、工法(例:シールド)、
概要(例:トンネル延長)等

- ・ 施工体制については、元請事業者の選択により本システムの対象とする。

③ 契約情報

必須情報: 契約の名称、建設請負事業社名(元請事業者)、発注者名、
契約額、工事開始年月日、工事完了年月日ほか

- ・ 発注者と元請事業者の工事請負契約を登録する。
- ・ 契約額については、金額の幅を持たせて登録する。

1 億円未満 5,000 万円以上 等

(3) 情報の登録・更新

① 事業者情報

- ・ 建設工事業者が証明書等(会社登記)を添付して運営主体に登録申請し、システムが情報を登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・ 元請事業者、団体等の第三者が申請を代行することも認める。

② 現場情報

- ・ 元請事業者が、自ら管理する建設工事現場について、開設する都度、証明書等を添付して運営主体に登録申請し、システムが情報を登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・ 小規模現場を想定した簡易な登録方法(個別現場ごとではなくまとめて登録するなど)を検討する。

③ 契約情報

- ・ 元請事業者が、必要に応じて工事請負契約書を添付して運営主体に登録申請し、システムが情報を登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・ 小規模現場を想定した簡易な登録方法(個別契約ごとではなくまとめて登録するなど)を検討する。

※本システムは、申請を登録しない場合には、その旨および理由を申請者に通知する。

(4) 現場端末

- ・ 入退場管理のための端末は、カードリーダー機器(場合により生体認証も可能とする)を基本とする。
- ・ 現場規模によって、カードリーダー機器が設置できない場合は、スマホ(アプリを入れて使う)、QRコード表示、電話等も検討する。
- ・ カードリーダーなどにより入力できない現場にあっては、別途、技能者または所属会社がシステムにアクセスして、登録・確認できるようにする。

※カードリーダーは、できれば既製品を利用する。新規の生産が必要であれば、システム本体の開発事業者の選定と併せてメーカーを選定する。後発メーカーは排除しないなどの検討が必要。

4. 情報の開示(アクセス権)

- ・ 登録情報へのアクセス権は、現場情報については社外秘情報が含まれる恐れがあることや、各企業の事業戦略が分析される恐れがあるため、情報の種類ごとにアクセス権者を制限する。
- ・ 技能者情報については、原則として必須情報は、アクセス権者を明示し、開示を前提として登録させる。任意情報は、登録すれば開示許諾とみなす。ただし、個人情報保護の観点から検討が必要。
- ・ そのほかに、雇用事業者ならびに関係する請負上位企業および元請事業者に関連を認める情報の区分も要検討。

(ケーススタディ)10月前半は元請 A、後半は元請 B の現場で就業した場合

a)本人および雇用事業者が開示を希望 → 元請 A、B およびその他元請 C も就労実績を閲覧可能

b)開示を希望しない → 元請 A、元請 B は自社発注分のみ閲覧可能。その他元請 C は閲覧不能。

- ・発注者は原則技能者の情報を閲覧することができない。ただし、技能者、雇用事業者の同意を得たうえで必要に応じて元請事業者が開示できるものとする。
- ・行政関係者はビッグデータとしての利用のみとし、個別データとしての活用はできないものとする。

◆ アクセス権の関係者毎の設定案

	技能者 情報	事業者 情報	現場 情報	契約 情報	実務経 験期間	資格	研修 履歴	社会 保険	備 考
(1)技能者本人	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
(2)建設業関係									
雇用事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	
請負上位企業	△	○	○	○	○	○	○	○	※2
元請事業者	△	○	○	○	○	○	○	○	
(3)発注者関係									
発注者（官・民）	×	×	×	×	×	×	×	×	必要に応じて 元請より開示
設計事務所	×	×	×	×	×	×	×	×	
(4)行政関係									
国土交通省	△	△	△	△	△	△	△	△	※3
厚労省	△	△	△	△	△	△	△	○	
都道府県	△	△	△	△	△	△	△	△	
資格登録団体等	△	△	△	△	△	○	△	△	

(凡例)○…アクセス可、△…制限付アクセス可、×…アクセス不可

※1 就業履歴情報については、名称等技能者本人に必要な項目のみ開示

※2 各企業は、下位の契約関係にある企業・技能者の情報にのみアクセスできる

※3 ビッグデータとしての利用とし、個別データとしての活用は不可

第3章 システムの開発・運用

1. 情報セキュリティ対策

- ・ 個人情報および特定個人情報に関する取扱いは法に準じる。
- ・ 情報漏洩(機密性)、情報改ざん(完全性)、機能の停止(可用性)の3つのリ

スクに備え、外部からの不正侵入、内部犯罪を防ぐための適切な手段を講じる。

- ・ 運営主体は、システム全体のリスク分析および対策について、信頼できる第三者による評価を受ける。
- ・ 運営主体は、定期的な自主監査、外部監査を実施する。
- ・ 運営主体は、セキュリティ・アセスメントの実施等、継続的に体制・施策を見直す仕組みを構築する。

2. システムのサービスレベル

(1) SLA (Service Level Agreement) の設定

① 日常オペレーション

- a) 稼働時間は 24 時間 365 日とする。
- b) 不正アクセス、ウイルス対策等常時監視を実施する。
- c) 適切な Disaster Recovery またはその代替手段を講ずる。
- d) 原則として国内対応とする。

② 障害対応

- a) 運用事業者は、日常オペレーションでシステムの運用状況を監視し、異常が検知された場合、速やかに運営主体に連絡する。
- b) 運用事業者は一般的な就業時間内であれば 2 時間以内に復旧作業開始、夜間・休日等の場合は翌営業日の就業時間から対応する。
- c) 運用事業者はヘルプデスクを設置し利用者への対応は一般的な就業時間内とする。
(例：土、日・祝日を除く、9 時～18 時)
- d) 運用事業者はヘルプデスクへの問い合わせ状況（傾向、放棄率等）を定期的に運営主体に報告する。

3. 開発・運用体制

(1) 運営主体の設立

- ・ 官民コンソーシアムは有期の組織であり、システム開発および運用を行う恒久的な運営主体を早期に設立する。
- ・ 運営主体は、公正性・中立性を確保でき、国交省が強い指導を行える団体とする。

- ・ 運営主体は、当システムの充実、強化を行うとともに、本システムの普及、活用に関する周知・広報・サポート体制を構築する。

(2) 開発体制・運用体制

- ・ 本システムの開発と運用を委託する事業者は、公募型プロポーザルを実施し、運営主体が選定する。
- ・ 開発事業者と運用事業者は同一、または複数業者が緊密に連携して提案・開発・運用を実施するものとする。いずれの場合も、窓口を一本化することで、責任分担を明確にし、障害時等の迅速な対応を促す。
- ・ 開発事業者、運用事業者は、運営主体およびその他関係者に対して、定期報告およびシステムレビューを実施するものとする。

4. システムの普及促進方策

- ・ 建設業退職金共済制度の証紙制度を補完する等、カードの保持と情報更新に対するインセンティブを与えることで普及を進める。
- ・ 技能者情報の登録窓口は、できるだけ数多く設置するとともに、技能者の登録に要する負荷をできるだけ軽減する。
- ・ 業界団体、労働団体などのほか、元請事業者、下請事業者にも登録窓口を設けられることとする。
- ・ そのほかコンビニ等に登録事務を委託することも検討する。

おわりに

現在、官民コンソーシアムを中心として、「建設キャリアシステム(仮称)」の構築・運用に向けた活発な議論が行われております。

本システムは、技能者の処遇確立を第一義としつつ、建設工事の品質の確保や建設現場の生産性の向上に資するものであることから、本提案を一助として、早急に整備されるよう、お願いいたします。

以上